

第1号様式（第3条、第5条関係）

申請者	道路工事施行(変更)承認申請書( 第 年 月 号 )	
	二本松市長	
記入欄	住所 氏名 電話	
	第 年 月 号 日 印	
	道路法第24条の規定により承認くださるよう申請します。	
	路線名	
	施行目的	
	施行場所	
	施行の構造	別紙のとおり
施行面積		
工事施行方法	請負(施行业者 )・直営	
工事の時期	第 年 月 日から 第 年 月 日まで ( 日間)	

道路工事施行(変更)承認書

二本松市指令 第 号

住所  
氏名

第 年 月 日付け( 第 号)で申請のあった道路工事施行については、上記申請のとおり別紙条件を付して承認する。

第 年 月 日

二本松市長 印

記入要領

- ・変更承認申請の場合には( 第 年 月 号 )欄に従前の承認書の番号及び年月日を記載すること。また、関係する欄の上部に変更後のものを下部に変更前のものを( )書きすること。

添付書類(提出部数 各2部)

- (ア) 位置図 (イ) 平面図 (ウ) 縦横断図 (エ) 構造図

確認年月日	第 年 月 日
確認者	印

## 教示

1 この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、二本松市長に対して審査請求をすることができます。なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると、審査請求をすることができなくなります。

また、上記の審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して1箇月以内に、福島県知事に対して再審査請求をすることもできます。ただし、次のいずれかに該当するときは、当該審査請求に対する裁決を経ないで、再審査請求をすることができます。

- (1) 審査請求をした日の翌日から起算して3箇月を経過しても裁決がないとき。
- (2) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

なお、上記の審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して1箇月以内であっても、当該審査請求に対する裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると、再審査請求をすることができなくなります。

2 この処分については、この処分(この処分について上記1の審査請求をしたときは、当該審査請求に対する裁決。上記1の再審査請求もしたときは当該再審査請求に対する裁決。以下同じ。)があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、二本松市を被告として(訴訟において二本松市を代表する者は、二本松市長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。